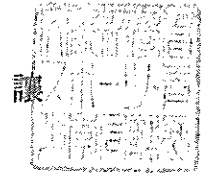


23ス青企第11号  
平成24年3月30日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長

今里



(印影印刷)

### スポーツ基本計画の策定について（通知）

スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画については、3月21日に中央教育審議会からその策定について答申があったところですが、文部科学省では、この答申を受け、別添の通り、スポーツ基本計画を策定し、3月30日付けで告示しました。

この計画においては、今後のスポーツの推進の主要な課題として、

- (1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- (2) 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- (4) 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- (6) ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- (7) スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

を掲げ、それぞれ平成24年度から10年程度を見通した概ね5年間の政策目標を設定するとともに、そのために必要な具体的施策を盛り込んでいます。

スポーツ基本計画においては、スポーツの推進には、国、独立行政法人、地方公

共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠であるとしています。各関係機関におかれては、団体間及び団体内部における連携に留意しつつ、スポーツ基本計画に基づくスポーツの推進に当たり、格別の御協力を賜るようお願いします。

また、地方公共団体におかれては、スポーツ基本計画を参酌し、地方スポーツ推進計画の策定に向けて格段の御配慮をお願いします。

さらに、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員会又は各都道府県知事におかれては、これらを御了知の上、域内の市町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

(添付資料)

スポーツ基本計画（平成24年3月30日文部科学省）

**【本件連絡先】**

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課  
スポーツ政策企画室政策調整係（松永、田邊）

電話：03-5253-4111（内線 3780）